

爽やかな汗を一緒に！

「市民スポーツのつどい」参加者募集



日時／6月2日(日) 午前8時30分受け付け開始

場所／旭スポーツの森公園

〈種目〉

- ヘルスバレーボール(一般と小学生の部)：1チーム4～6人
- グラウンドゴルフ(一般と小学生の部)：1チーム3人
- ティーボール(小学校4～6年生)：1チーム10～12人
- ミニバレーボール教室(一般と小学生の部)：1チーム4～6人

申し込み方法／総合体育館にある申込用紙に必要事項を記入し、5月24日(金)までに提出してください。

※小学生は、学校を通じての申し込み。

申し込み・問い合わせ先

体育振興課体育振興班(☎64-1132・総合体育館内)



消費生活センター

ほっと通信 Vol.26

こんな相談が増えています！ 「健康食品の送り付け」

申し込んだ覚えのない健康食品などの送り付けに関する相談が、消費生活センターに寄せられています。

【相談事例】

宅配業者が商品の配達に来たが、注文した覚えはないので、受け取り拒否をした。翌日業者と思われる人物から電話があり「なぜ受け取らなかったのか」と問い詰められ、弁護士や裁判といった言葉を使われ、怖くなった。いったん受け取って代金を払っても「後で返品、返金に応じる」と言われたので「受け取ります」と答えてしまった。

【アドバイス】

●届いた商品を受け取り拒否しても、しつこく購入を迫られたり、「申し込んでいない」と何度言っても「以前申し込みを受けた記録がある」と強い態度に出られたりすることがあります。中には「会社をつぶす気か」「弁護士を連れて行く」と言われるなど、暴言を吐かれるケースもあります。恐怖心をあおって買い取らせようとする手口ですので、落ち着いてきっぱり断りましょ



う。

- 断り切れずに受け取りを承諾してしまい、商品が送られてきたら、送り主の業者名や住所、電話番号などをメモしてから、商品の受け取りを拒否します。
- その後、業者にはがきでクーリング・オフ通知を出します。

【注意点】

電話で業者とどのようなやり取りをしたか、商品をすでに受け取っているかどうかなど、状況によって対処方法が異なります。

このようなトラブルに遭ったら、迷わず消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)